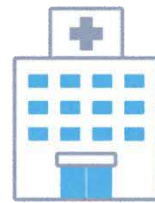


重要なお知らせです。必ずお読みください。

# 後期高齢者医療制度 に関するお知らせ



被保険者証の有効期限にご注意ください

病院や薬局などで提示するときは「有効期限」を必ず確認しましょう。

## ① 今回交付している被保険者証は

令和4年8月1日から9月30日まで使えます。

- ◆ 今年度は、10月1日から、再度被保険者証が変わります。
- ◆ 今回交付した被保険者証（黄色）は、10月1日以降はご使用にならないでください。

## ② 令和4年10月1日からの新しい被保険者証は 9月中に 交付します。

新しい被保険者証は 令和5年7月31日まで使えます。

- ◆ 10月1日から使える被保険者証は、市町村から **9月中旬～下旬ごろ**に交付します。
- ◆ 一定以上の所得がある一部の方は、医療費の窓口負担割合が10月1日から2割になります。
  - ※ 2割の対象者は、課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合320万円以上の方（被保険者全体に占める割合は約20%）。
  - ※ 現役並み所得者の方は、10月1日以降も引き続き3割です。

### 医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせ

島根県後期高齢者医療広域連合（0852-20-7526）または  
市町村の「後期高齢者医療担当窓口」までお問い合わせください。

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、  
厚生労働省コールセンター（0120-002-719）にお問い合わせください。